

佐賀県選挙管理委員会告示第 34 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和 3 年 6 月 11 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
内川修治後援会	内川 修治	榊 由美子	神崎市千代田町用作 1546 番地 4
片渕清次郎後援会	中村 健二	中島 史人	鹿島市浜町北舟津 624 番地 1
高松昭三後援会	高松 昭三	田中 誠之	鹿島市大字高津原 512 番地 8
平川信後援会	大草 秀幸	平川 信	佐賀市大財 6 丁目 1 番 33 号
宮崎たかし後援会	宮崎 菊治	吉田 豊誠	唐津市鎮西町早田 1915 番地